

情報館

【情報館】・特にことわりのないものは3月1日(木)から申し込みを受け付けます。・費用等の記載がないものは無料です。



家庭の資源とごみの分け方・出し方(ごみカレンダー)の配付

平成24年度「家庭の資源とごみの分け方・出し方」は、3月上旬に各ご家庭に配付します。

資源循環推進課

☎2998-9146

健康カレンダーの配付

平成24年度「健康カレンダー」は、3月23日(金)以降、各ご家庭に配付します。

保健センター

☎2991-1811

育英奨学金・遺児奨学金制度

市では、市内在住で素行良好、成績優秀な生徒で、経済的理由により修学困難な高校生等に、次の奨学金制度を設けています。

育英奨学金

対 4月から高等学校または高等専門学校に入学が決定、または現在在学中で4月以降も在学予定の生徒で、本人および保護者が市税を滞納していない方

支給額 5,000円(月額)

◆ 遺児奨学金

対 不慮の災難などで両親または父

市税の夜間・休日納税窓口

夜間... 3月1日(木)、30日(金)、4月2日(月) 午後5時~8時
休日... 3月25日(日)、4月1日(日) 午前8時30分~午後5時
市税の内訳 市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、事業所税等
電話による納税相談も受け付けます。
市役所2階収税課 ☎2998-9073

市税の納め忘れはありませんか?

納期内納付にご協力ください。
ゆうちょ銀行・郵便局(納期限内に限る)、コンビニエンス・ストアでも納付できます。

子ども手当の申請はお済みですか?

平成23年9月分まで子ども手当を受給していた方が引き続き23年10月分から24年3月分の子ども手当を受給するには、改めて申請手続きが必要です。

申請期限 3月31日(土)(必着)
申請期限を過ぎた場合は、今回の手当6か月分を受給できません。
市役所2階子ども支援課 ☎2998-9124へ直接・郵送



市役所2階子ども支援課 ☎2998-9124へ直接

平成22年9月30日、「子ども災見舞金」は廃止になりました

制度廃止前の場合は、受傷時から2年以内であれば請求できます。
受傷時に所沢市に住民登録または外国人登録をしている中学3年生までの子ども

対象となる場合

公園等での遊び中のけが、スポーツ中のけが、家庭内でのやけどやけが、生活全般にわたる身近なけが
市役所2階子ども支援課 ☎2998-9124へ直接

母子家庭の母へ 高等技能訓練促進費を支給

平成24年度に資格取得などのために養成機関に入学する母子家庭の母に対して、入学時から高等技能訓練促進費を支給します。

対象のすべてを満たす方

市内に住所を有する母子家庭の母
児童扶養手当を受給していること
または同様の所得水準であること
養成機関において2年以上のカリキュラムを修業し、資格取得が見込まれること
就労と修業の両立が困難であること
過去に当該訓練促進費の支給を受けたことがないこと

対象資格

看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、准看護師、歯科衛生士、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師

支給額(月額) 70,500円

または10万円

支給期間 修業期間全期間(上限は3年間)

申請期限 3月15日(木)

支給期間などが変わりましたので、詳細はお問い合わせください。
市役所2階子ども支援課 ☎2998-9124

就学援助制度

市では、市内の小・中学校に通学する児童・生徒の就学に必要な費用等の支払いにお困りの世帯に対して援助をしています。

対 経済的理由でお困りの世帯(所得の目安: 4人家族で前年所得の合計が316万円未満)

世帯構成によって変わります。

給食費、学用品費、新入学学用品費(5月15日までに申請)、林間学校費、修学旅行費、医療費(学校の健康診断で特定の病気の治療勧告をされたもの)等
市役所2階子ども支援課 ☎2998-9124へ直接



平成23年度難病患者見舞金

県が指定した難病で治療を受けている方に、毎年度1回2万5千円の見舞金を支給しています。該当する方で、まだ平成23年度分を申請されていない方は、3月30日(金)までに申請してください。

市内に住所を有し、特定(指定)疾患医療受給者証または小児慢性特定疾患医療受給者証の交付を受けている方

市内に住所を有し、特定(指定)疾患医療受給者証または小児慢性特定疾患医療受給者証の交付を受けている方(所沢市重度心身障害福祉手当・特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当受給者を除く)
市役所2階子ども支援課 ☎2998-9124

第17回 所沢市国際交流フォーラム ~つながる心が世界をむすぶ~
日程 3月18日(日)午後1時~4時 / 市役所1階市民ホール
内容 ▶留学生によるパネルディスカッション ▶ディケイター市(姉妹都市)に派遣された高校生の発表 ▶無料国際電話 ▶姉妹都市の子どもたちが描いた絵の展示 ▶着物着付け体験 ▶世界のお茶の試飲 ▶かんざし作成体験 ▶和太鼓演奏 ▶所沢中国帰国者交流会による民族衣装での踊り ▶フィリピンダンス ▶日本の歌を日本語・中国語で歌おう ▶フォークダンス
イベント
日 3月13日(火)~16日(金)
場 市役所1階市民ホール
内 ▶姉妹都市の子どもたちが描いた絵の展示 ▶活動紹介パネル展示 ▶等を紹介するパネル展示
問 所沢市国際交流フォーラム実行委員会(企画総務課内) ☎2998-9046
撮影: 市民カメラマン・伊藤磨紀子

交通事故に気を付けましょう

交通事故の原因は、脇見運転が半分以上を占めています。事故防止のため、歩行者は道路横断時の左右の安全確認、自転車は交差点での一時停止と安全確認、車は脇見運転防止を心がけましょう。

平成23年中の市内での交通事故

Table with 2 columns: 死亡事故 (8人, 前年比3人増), 負傷事故 (2,279人, 前年比103人増)

自転車での負傷事故が、前年に比べて63件増えています。

第9次所沢市交通安全計画を策定

「市民・地域・市が協力し、安心して暮らせるまち」を目指し、市内における陸上交通の安全に関する施策の大綱である「第9次所沢市交通安全計画」を策定しました。詳細は、市役所1階市政情報センター、同2階交通安全課、市HPでご覧いただけます。
交通安全課 ☎2998-9140



住宅用火災警報器の取り付けをサポート

消防本部では、「住宅用火災警報器を購入したが、取り付けられなくて困っている」といった方のお宅へ消防職員、消防団員が伺い、取り付け作業を行います。お気軽にお申し込みください。

市内の住宅

市役所、氏名、電話番号を、消防本部予防課 ☎2929 19121 ☎2029-61280 ☎2929121 @city.tokorozawa.saitama.jp へ
電話・FAX・Eメール
消防職員は取り付け作業のみを行います。住宅用火災警報器は事前に購入してください。